

斡旋に係る覚書

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、ファミリーパックの会員サービスにつながる「 」の平成 年 月～ 月の斡旋について、覚書きを次のとおり取り交わす。

（実績報告の提出）

- 1 乙は、斡旋期間終了後、次の期日までに実績報告書を甲に提出するものとする。
平成 年 月～ 月斡旋 平成 年 月 日

（事務手数料及び通信運搬費）

- 2 乙は、ファミリーパック会員が購入した総売上（税別）に対して %の事務手数料を支払う。
また、通信運搬費等の一部負担として 円（税込）を甲に対して支払う。
支払い方法は、甲の指定によるものとする。

（トラブル等の通知）

- 3 利用したファミリーパック会員との間にトラブルが発生した場合には、乙が責任と誠意をもって解決にあたりるとともに、すみやかに甲に報告するものとする。

（個人情報の保護及び機密の保持）

- 4 乙は「個人情報の保護に関する法律」に基づき個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱にあたっては、個人の利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。
また、斡旋業務の執行上知り得た会員情報等を、当該業務以外に使用あるいは他人に漏らしてはならない。斡旋終了後も同様とする。

（暴力団等の排除）

- 5 甲および乙は、現在および将来において、次の事項について表明し保証する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者（以下、「暴力団等」という）ではないこと。
 - (2) 暴力団等が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと。
 - (3) 甲または乙の事業を支配する者または事業を監査する者が暴力団等ではないこと。
 - (4) 暴力団等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するものではないこと。
- 2 甲または乙が前項各号に違反する場合、あるいは甲または乙（それらの役職員を含む）が次の各号に該当した場合には、当該甲または乙の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方はこの覚書きまたはこの覚書きに基づく各取引の全部もしくは一部を解除することができる。
 - (1) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合。

(2) 相手方に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合。

(定めのない事項)

6 この覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記の覚書を証すために本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号
公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会
理事長

乙

個人情報の取扱いに関する覚書

(公財) 兵庫県勤労福祉協会 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、甲が乙に委託する各種業務 (以下「本業務」という。) の遂行における個人情報の取扱いに関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、本業務を遂行するにあたって、甲が乙に提供し、又は乙が収集する個人情報の適切な取扱いを定め、乙が本業務で知り得た個人情報を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 本覚書において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され得るものをいう。

(管理責任者の設置)

第3条 乙は、本業務における個人情報の授受、その他個人情報の保護に関し、当事者からの問い合わせ、要求等に速やかに対応するため、管理責任者を設置するものとする。

(収集の制限)

第4条 乙は、本業務の個人情報を収集するときは、本業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外使用の禁止・提供の禁止)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、本業務以外のいかなる目的にも使用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(紛失、破壊等の防止)

第6条 乙は、本業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写、複製の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾を得ることなしに、個人情報の複写又は複製を行ってはならない。

(返却、廃棄等)

第8条 乙は、甲からの要請があつたときや本業務の期間満了及び解除により終了したときは、個人情報が含まれる全て (これを複写、複製したものを含む。) の物件を直ちに甲に返還するとともに乙のコンピューター等に登録された個人情報のデータを消去し復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。但し、甲から別途指示があるとき、又は商法その他法令等で保存が定められている場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第9条 乙は、個人情報を秘密に保持し、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示又は提供してはならない。

2 乙は、本業務に従事する者以外の者に、個人情報を取扱わせてはならない。

3 乙は、本業務に従事する者のうち個人情報を取扱う者に対し、その在職中、その退職後等においても、個人情報を秘密に保持するよう義務づけるものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなしに、本業務を第三者に再委託してはならない。

(立入調査)

第11条 甲は、乙が契約による事務の執行に当たり取扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第12条 乙において、個人情報に対する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、乙は直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って直ちに応急措置を講ずるものとする。なお、当該措置を講じた後、直ちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2 前項の事故が乙の本覚書の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は乙に対し、その解決のために要した費用（損害賠償金を含むがこれに限定されない）を合理的な範囲で求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3 第1項の事故が乙の本覚書の違反に起因する場合は、乙は、前2項のほか、当該事項の拡大防止や收拾のために必要な措置について、別途甲の指示に従うものとする。

(解除)

第13条 乙が本覚書に違反し、甲が相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、乙がこれを是正しないときは、甲は、乙への通知により本業務に関する契約の全部又は一部を解除することができる。

(協議)

第14条 本覚書に定めのない事項および本覚書各条において、疑義の生じた事項については、甲、乙別途協議のうえ決定する。

(有効期間)

第15条 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヵ月前に甲または乙から書面による申し出が無いときは、更に1ヵ年更新するものとし、以後も同様とする。

本覚書締結の証として、本状2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

神戸市中央区下山手通6丁目3-28

甲 公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会
理事長

乙